龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年12月20日

龍ケ崎市長 萩 原 勇

龍ケ崎市条例第47号

(部分休業の承認)

龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例(平成20年龍ケ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第14条 省	ì 略			
2 省	略			
3 非常勤職員に	対する部分を	大業の承認に つ	ついては、1日	につき、当該
非常勤職員につ	いて1日につ	うき定められた	た勤務時間から	5時間45分
を減じた時間を	:超えない範囲	目内で(当該非	ド常勤職員が育	児時間又は育
児休業、介護休	業等育児又は	は家族介護を行	テう労働者の福 ^注	祉に関する法
律(平成3年法	(律第76号)	第61条の2	2第20項の規	定による介護
をするための時	睛間(以下「介	護をするため	の時間」という	う。)の承認を
受けて勤務しな	い場合にあっ	ては、当該時	時間を超えない	範囲内で、か
つ、2時間から	当該育児時間	引又は当該介護	隻をするための	時間の承認を
受けて勤務しな	い時間を減し	だ時間を超え	ない範囲内で)行うものと
する。				

改正後

改正前 (部分休業の承認)

第14条 省略

2 省 疄

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。